

会 議 録 (要旨)

会 議 名	行政評価委員会 第7回補助金等審査分科会
開 催 日 時	平成26年2月10日(月) 午後2時から午後3時23分
開 催 場 所	庁舎3階委員会室
出席者及び 欠 席 者	<p>(行政評価委員)</p> <p>出席者：平山委員、伊藤委員、村山委員</p> <p>欠席者：栗原委員、湊委員</p> <p>(部長職)</p> <p>出席者：鳥海企画部長、村野福祉部長、会田都市整備部長、坂内教育部長</p> <p>欠席者：田辺住民部長</p> <p>(説明員)</p> <p>2.5 審査－1：臼井環境課長、中垣環境係長、古川地域課長</p> <p>2.5 審査－2：横澤福祉課長、関谷障がい係長</p> <p>2.5 審査－3：横沢高齢課長、並木高齢係長</p> <p>2.5 報告－1：横澤福祉課長</p> <p>2.5 報告－2：横澤福祉課長、吉野教育課長</p> <p>2.5 報告－3：長谷部都市計画課長</p> <p>(事務局)</p> <p>栗原企画課長、高橋企画係長、企画係榎本</p>
配 付 資 料	資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7
議 題	<p>議題1 補助金等審査</p> <p>2.5 審査－1 瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成</p> <p>2.5 審査－2 瑞穂町障害者日中活動系サービス推進事業補助金</p> <p>2.5 審査－3 家族介護者支援介護タクシーサービス事業</p> <p>2.5 報告－1 簡素な給付措置支援事業</p> <p>2.5 報告－2 非婚ひとり親、寡婦控除のみなし適用実施事業</p> <p>2.5 報告－3 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金</p>
傍 聴 者	なし

<p>審議経過</p> <p>(主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)</p> <p>午後 2 時 5 分 以下同じ</p> <p>2 時 9 分</p>	<p>1 開会 栗原企画課長により会議の公開についての説明が行われ、会議が進められた。</p> <p>2 議題 栗原企画課長により会議の成立、会議時間、会議資料についての説明が行われた。</p> <p>議題 1 「正副分科会長の互選」 立候補者がいなかったため村山委員の推薦により分科会長に平山委員を、副分科会長に平山委員の推薦により伊藤委員をそれぞれ互選した。 (平山分科会長) 挨拶 (伊藤副分科会長) 挨拶</p> <p>※ここからは平山分科会長により議事が進められた。</p> <p>2 議題 議題 1 「補助金等審査」</p> <p>2 5 審査－ 1 瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成 ○審査案件についての説明要旨 (臼井環境課長) 事業概要のなかで、今回の見直しは、対象機器の見直しをする。太陽熱温水器・蓄電池・燃料電池の 3 機種を追加及びガス発電給湯器の廃止をする。ガス発電給湯器については、平成 2 2 年度より助成を実施しているが、1 件も申請がないため廃止をする。 また、補助金の見直しは太陽光発電システムの金額の見直しをする。理由として、東京都が補助制度を廃止したためである。 追加となる対象機器の理由は、記載のとおりである。</p> <p>○各委員からの意見及び事前質問並びに説明員の回答 (事前質問) 今までの機器の申請件数(総数)と機器別申請件数及び総数に対する割合 (臼井環境課長) 別紙資料を確認願う。 平成 2 2 年度の実施時期からの申請件数の実績を記載したものである。 それに対する割合は、右に記載されている。 件数は、平成 2 2 年度から 1 6 7 件、1 3 5 件、1 2 6 件と年度ごとに件数は減少しているが、ほぼ横ばいの割合での申請があった。 太陽光発電システムは、他の機器に比べると多くの申請があった。</p>
---	---

ガス発電給湯器については、実施時期から申請件数は0件であるため、今まで廃止も検討したが、町はLPガスが多く使用されガス会社も推進している機器であったが申請がなかったため廃止とした。

(事前質問)

燃料電池における近隣状況について

(臼井環境課長)

参考資料の2に記載をしたので確認してほしい。

近隣では、羽村市、福生市、青梅市が実施している。武蔵村山市、瑞穂町は実施していない。

(事前質問)

蓄電池についてスマートエネルギー都市推進事業との連携が可能とは、メリット等

(臼井環境課長)

東京都では、平成25年度から平成27年度までの事業期間としてスマートエネルギー推進事業を実施している。主要事業として、家庭の創エネルギー、エネルギーマネジメント促進事業を進めている。その中で、燃料蓄電池及び蓄電池の補助を国の補助制度と併せ実施している。今回の、補助割合で町の改正でも、機器購入費の4%として改正する。

また、メリットとして上乗せのメリットであり、東京都では家庭のエネルギー制御機器と一緒に蓄電池等を設置しないと、補助はしない条件がついている。町は単独の機器の購入でも補助をする。ただし、申請件数は多くないが、国及び東京都が進めているため実施していきたい。

(古川地域課長)

平成25年4月より、瑞穂町住宅関連助成金として瑞穂町簡易耐震改修費助成事業を実施している。この事業の交付要綱を基準としている東京都の耐震シェルター等設置支援要綱が1月15日付けで改定があり、対象となる一部屋型を4項目追加したため助成制度を増やしたものである。

また、新旧対照表でベッド型の防災ベッドBB-002、介護ベッド用防災フレームは、今までは、同じ項目であったが、改定後は項目が2項目に増したものである。

(伊藤委員)

参考資料での数値は申請件数に対しての割合でよいか。

(臼井環境課長)

基本的には、申請が出された時点で審査するので、対象にならないものは申請の受け付けはしない。

(伊藤委員)

燃料電池は、近隣の状況で考えたいとあるが、町はどうするのか。

(臼井環境課長)

近隣でも申請件数が1件ぐらいであり、申請が少ない状況である。町でも単独補助が使えることをPRはしていきたい。

2時28分

○各委員からの意見聴取

(村山委員)

燃料電池の普及していくためにも必要である。

(伊藤委員)

住宅用環境配慮型機器は必要であるため、これからもPRをして事業を進めてほしい。

(平山委員)

ただ今の意見を整理すると、賛成が3人である。いかがか。

それでは、この結果をもとに、本日、委員の皆様からの意見をまとめたものを添えて町長に報告したい。

25 審査－2

瑞穂町障害者日中活動系サービス推進事業補助金

○審査案件についての説明要旨

(横澤福祉課長)

補助概要は、法人が障害福祉サービスの生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を実施する事業所を、町の区域内に設置する場合の運営費の一部を補助するものである。

事業の目的として、地域において障がい者に対する福祉サービスの充実を図るもので、障害者福祉サービス事業所の運営費の一部補助によりサービス利用者に対して福祉の向上を図るものである。

東京都の、障害者施策推進区市町村包括補助事業の中で、日中活動系サービス推進事業として、東京都の10/10の補助割合の事業となる。補助金額は、東京都の補助要綱に基づき、利用者一人当たりに対する基本額、月額一人8,000円に対して12か月分である。雇用時間に対する、障害者等雇用加算がある。総雇用時間数400時間以上の事業所に対し、総雇用時間数の割合により補助するものであり、最大で総雇用時間数2,400時間以上で年額1,887,000円の加算がされるものである。

平成26年度に、補助が見込まれる事業所は1社である。

日中活動系サービスの就労継続支援A型、B型の事業認可に向け、東京都と調整中である。

通常の事業所で就労することの困難な障害者に、就労の場を提供する事業所となる。

利用定員は、15名である。

作業内容は、回収された空き缶、電線などの選別する作業が主なものである。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(事前質問)

予定する事業数(平成26年度)

2時37分	<p> 予想される事業者数 事業者の活動内容 (高橋企画係長) 事前質問に対しては、横澤福祉課長が説明の中で回答も含めて説明を行った。 </p> <p> (伊藤委員) 予定されている事業者は、本社は瑞穂町であるか。 </p> <p> (横澤福祉課長) そうである。 </p> <p> (伊藤委員) 予定されている事業者は、業種は人材派遣及び中古車の買取販売とあったが、作業内容は、回収された空き缶、電線などの選別する作業とあったが、予定されている事業者が行っているのか。 </p> <p> (関谷障がい係長) 東京都に提出されている事業計画は、車の解体部品の鉄の部分、金属部分、配線部分を取り分ける作業と聴いている。 </p> <p> (伊藤委員) 補助金を受給するための手続きは、申請すれば良いのか。 </p> <p> (関谷障がい係長) 東京都に、事業認可を取得するために調整をしている。 事業認可を取得するのは、平成26年度になってからと聴いている。 </p> <p> ○各委員からの意見聴取 </p> <p> (村山委員) 障がい者の雇用は必要だと思う。東京都の事業認可を取得しても、実際には、どのような、作業をしているのか見極めて行ったほうが良いと思う。 </p> <p> (伊藤委員) 障がい者の日中活動の場を多く確保できるのであれば必要である。 </p> <p> (平山委員) 障がい者の雇用の確保と、障がい者を雇用する観点から必要である。 ただ今の意見を整理すると、賛成が3人である。いかがか。 それでは、この結果をもとに、本日、委員の皆様からの意見をまとめたものを添えて町長に報告したい。 </p> <p> 25 審査－3 家族介護者支援介護タクシーサービス事業 ○審査案件についての説明要旨 (横沢高齢課長) 家庭で、寝たきりの高齢者を介護されている方々に対する家族介護者の負担軽減策として実施するものである。 </p>
-------	---

補助の対象は、介護認定の結果、要介護4及び要介護5と認定された65歳以上の在宅による高齢者が、主に病院等に通院する際に町が契約した介護タクシー等事業者を利用する場合に、タクシー代の一部を補助するものである。

事前に質問をいただいた要介護4の在宅している65歳以上の高齢者数は11月時点で75人である。

規程等は、今後要綱を策定する予定である。

事業概要は、家族介護者の負担軽減策として、在宅介護されている65歳以上、要介護4以上の寝たきり高齢者が、車椅子及びストレッチャーを装備した介護タクシー等で主に病院等に通院する場合、月3,000円を限度に補助する。

対象者の判定は、担当するケアマネージャー又は包括支援センター職員等が、要介護4以上の方で病院等に通院するために介護タクシー等が必要と認定した人とする。介護タクシー等事業者と町で委託契約を結び、利用者は直接介護タクシー等事業者に連絡し利用する。

事前に質問をいただいた、申請方法ですが、家族の方に申請してもらおう。実際には、各担当するケアマネージャーが必要性を確認したうえで、申請してもらおう。

補助の必要性は、住み慣れた環境の中、寝たきりの高齢者を介護されている家族が、病院等に通院される場合は、車椅子及びストレッチャーなどの装備をした車両が必要となる。ただし、個々の車に装備するには費用もかかるため、介護タクシー等を利用するケースが見受けられる。町で調査した54名のうち19名が家族と通院し、11名が介護タクシー等を使用している。

事前に質問をいただいた、契約しようとしているタクシーの台数は、現在調査中ですが3台から5台を想定している。

補助金額は、一人当たり月3,000円の12か月で年間36,000円である。

実施期間は、平成26年4月1日からである。

障がい者については、引き続き検討をしていく。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(伊藤委員)

75名のうち、何名ぐらいの方が補助の可能性があるか。

(横沢高齢課長)

調査したのは、54名だが、そのうち11名の方が実際に使用している。家族で送迎している方も、何人か使用すると思う。

(村山委員)

要介護4以上で寝たきり高齢者とあるが、寝たきりの概念は何か、単純に要介護4以上ではだめなのか。

(横沢高齢課長)

寝たきりの判定は非常に難しいのが現状である。

要介護4、要介護5は非常に重度になるため、寝たきりの判定は要介護4及び要介護5で定めさせてもらう。ケアマネージャー又は包括支援センター職員等で実際に確認させてもらい、定期的に病院に通院している方に対応していきたい。

(平山委員)

今までなかった補助金だと思うが、近隣の市町村では実施されているのか。

(横沢高齢課長)

福祉タクシーについては、各市町村ではかなり実施されているが、介護タクシーのサービスは、26市の内、1市だけ実施していた。

(平山委員)

これからの、広報はどのように行っていくか。

(横沢高齢課長)

ケアマネージャーを通して広報していきたい。

○各委員からの意見聴取

(村山委員)

要介護の高齢者に、経済的負担の軽減につながるものから賛成である。

(伊藤委員)

私も、介護の経験があり、大変助かると思うので賛成である。

(平山委員)

興味深い補助金と思うので賛成である。

ただ今の意見を整理すると、賛成が3人である。いかがか。

それでは、この結果をもとに、本日、委員の皆様かの意見をまとめたものを添えて町長に報告したい。

2時48分

25報告-1

簡素な給付措置支給業務

○審査案件についての説明要旨

(横沢福祉課長)

事業名は2つあり、臨時福祉給付金では、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、臨時福祉給付金を支給するものである。

実施に係る事務費も含め、全額、国の補助金である。

対象者は、平成26年度の市町村民税(均等割)がされていない者

給付金額は、一人1万円である。

加算措置は、老齢基礎年金・障害基礎年金、児童扶養手当等受給者については、一人5千円加算となる。

対象者数は、約5,000人(加算措置は半分の2,500人)を見込ん

でいる。

次に、子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として支給するものである。

実施に係る事務費も含め、全額、国の補助金である。

対象者は、平成26年1月分の児童手当、特例給付を含む受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。臨時福祉給付金対象者、生活保護の被保護者を除く。

事前質問でいただいた、児童手当受給者数は2,643人である。

給付金額は、一人1万円である。

対象者数は、約4千人を見込んでいる。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(伊藤委員)

子育て世帯臨時特例給付金で、児童手当は算定時の所得制限であるか。

(横澤福祉課長)

扶養の人数で、限度額が変わってくるので、扶養親族が一人の場合だと所得制限が660万円、二人で698万円、三人で736万円と一人増すごとに38万円が加算される。

2時53分

25報告-2

非婚ひとり親、寡婦控除のみなし適用実施事業

○審査案件についての説明要旨

(横澤福祉課長)

寡婦控除とは、夫及び妻と離婚または死別し、扶養親族がいる人などが受けられる所得税法上の優遇措置であり、婚姻によらない非婚のひとり親には適用されない。

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、非婚のひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、税法上の寡婦控除を非婚にも適用したとみなし、保育料、学童保育クラブ育成料、乳幼児ショートステイ利用料、認可外保育所利用者補助金、幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の6事業の算定が適用する。

内容は、保育料は所得税額による保育料の算定になる、前年度分の所得税が1,500円未満から65万4千円以上の11段階の階層があり、寡婦控除を適用した場合は階層が下がることが想定されるため保育料が安くなる場合がある。

学童保育クラブの育成料は、生活保護と前年度分の区市町村税が非課税の場合は、月額4千円の育成料が全額免除となる。

乳幼児ショートステイ利用料の事業内容は、保護者の仕事、病気、育児疲れ等の理由により、小学校就学前の乳幼児の養育が困難になった場合、契約

している保育施設で一時的に預かる事業である。

日額利用料は、11時間未満3,000円、11時間以上は4,000円である。

生活保護を含む前年度分の区市町村税が非課税の場合は、日額利用料2,000円の減額とする。現在、要綱の作成中である。

認可外保育所利用者補助金は、認可外保育所の保育料と、認可保育所を利用した場合の保育料の差額を補助するものである。

事前質問でいただいた、各事業の申請方法の関係は、保育園の申請に関しては収入の調査書を提出してもらい、所得の確認をする。児童扶養手当の認定基準の中に、未婚の母子該当要件があり児童扶養手当認定者については町で把握している。

(吉野教育課長)

幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園等園児保護者負担軽減補助金は、いずれも所得は市町村民税の所得割の課税額で区分を作っている、寡婦控除をみなしで適用した場合は、所得割の部分が低くなる可能性があるため、区分を1つ及び2つ上の区分に移行する恐れがある。

資料にモデルケースを記載したので確認してほしい。

申請時に、住民税額の調査をすることに同意する申請を得ているが、今後は、児童扶養手当での調査も同意を得る形になる。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(村山委員)

他市町村でも同じようなことはあるのか。

(横澤福祉課長)

近隣では、平成25年度より日の出町、八王子市が実施している。国立市も追随して実施している。平成26年度からは西多摩の青梅市、あきる野市、福生市、羽村市が実施予定である。

(平山委員)

非婚ひとり親という言葉は初めて知ったが、申請をしないで子どもがいる解釈で良いのか。よく言われるシングルマザーで良いのか。

(横澤福祉課長)

婚姻をしてない子どもである。

(平山委員)

戸籍上に、父親が載ってきてない人で良いのか。

(村野福祉部長)

法律上婚姻していない人である。

(平山委員)

母親と子どもがいて、母親の両親と生活していて、でも別世帯である場合は、世帯課税で確認するのではなく、母親の課税で確認するのか。

(吉野教育課長)

<p>3時09分</p>	<p>幼稚園のほうは、母親の申請の仕方によるが、母親の所得だけの申請であれば、その所得で処理している。</p> <p>(横澤福祉課長)</p> <p>保育園も一緒である。</p> <p>(高橋企画係長)</p> <p>基本的には世帯の構成は、生計を一にしているものが同世帯と考える。</p> <p>25報告-3</p> <p>瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金</p> <p>○審査案件についての説明要旨</p> <p>(長谷部都市計画課長)</p> <p>この案件は、建築物の耐震改修促進に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年11月25日に施行され、改修工事費などの国費助成を割り増す制度が創設された。</p> <p>これを受け、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金及び瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金の3件について、補助金交付要綱の変更が必要となった。</p> <p>これからの説明は、名称が長いため、耐震診断補助金、耐震補強設計補助金、耐震改修補助金と略した名称で説明する。</p> <p>内容は、補助金額、補助割合、実施期間について変更する。</p> <p>耐震診断補助金については、補助対象費用の限度額は資料を確認していただくとおわかるように消費税の増税のため増額するものである。</p> <p>補助割合は、国1/3、都2/3から、国1/2、都1/2へ、国負担が拡充の変更となる。原則的には10/10の補助である。</p> <p>実施期間は、平成24年度から平成25年度までを、平成26年度までに、1年間延長するものである。</p> <p>耐震補強設計補助金では、補助対象費用の限度額は消費税の増税のために増額するものである。</p> <p>補助割合は、国1/6、都1/6から、国3/12、都2/12で、全体で、1/3から5/12へ変更し、国負担が拡充の変更である。</p> <p>実施期間の変更はない。</p> <p>耐震改修補助金では、補助対象費用の限度額は消費税の増税のために増額するものである。</p> <p>補助割合は、面積要件により異なり、5,000㎡以下が、国1/6、都1/6から、国6/30、都5/30で、全体で、1/3から11/30へ変更し、国負担が拡充の変更である。</p> <p>5,000㎡以上が、国1/12、都1/12から、国6/60、都5/60</p>
--------------	---

で、全体で、1/6から11/60へ変更し、国負担が拡充の変更である。
実施期間の変更はない。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(事前質問)

対象となる建築物の件数は。

(長谷部都市計画課長)

対象件数は12件で、木造7件、鉄骨3件、軽量鉄骨2件である。

耐震診断済みの建物は2件で、木造1件、軽量鉄骨1件である。

制度を活用した建物は軽量鉄骨の1件である。

自主的な取り壊しは木造の2件である。

耐震診断未実施は8件で、木造4件、鉄骨3件、軽量鉄骨1件である。

(事前質問)

指定道路別かつ規模別対象建築物数は。

(長谷部都市計画課長)

道路は、国道16号線、都道166号線(旧国道16号線)、新青梅街道、
旧青梅街道の箱根ヶ崎交差点から武蔵村山方面に進んで西多摩農協の交差
点を役場方面へ左折して役場までが緊急輸送道路である。

対象建物は、国道に1件、新青梅街道に1件、旧青梅街道に10件である。

(伊藤委員)

補助対象金額の限度額は、対象面積に補助金額を掛ければ良いのか。

(長谷部都市計画課長)

そうである。

3 その他

(事務局)

町、都民税均等割非課税の説明をした。

閉会 午後3時23分